

五 イ 方 募 争 利 法 入 入 回 決 定 札 り の 発 競	四 發 行 方 法	三 用 振 の 法 等 替 条 律 行 方 項 及 の の び 根 法 適 そ 拠	二 發 号 名 行 律 之 及 び 記	一 名 称 及 び 記	行 平 省 平 成 二 十 二 件 等 を 次 國 債 の 發 行 令 第 三 十 二 債 等 行 等 第 三 十 二 告 示 第 告 示 第 等 行 等 第 五 十 一 に 關 す る 第 五 条 第 五 十 一 利 付 國 庫 債 券 財 務 大 臣 菩 薩 直 人 大 藏
い 各 も 申 の 込 か み ら の そ う の ち 応 応 募 募 額 利 を 回 順 り 次 の 割 低	争 市 る 参 て を び 回 と 入 利 振 の 以 律 社 条 九 特 回 利 入 場 も 加 、 し 利 り い 札 回 替 適 下 へ 平 、 一 法 会 利 付 札 特 の 者 財 た 回 競 う へ り 機 用 「 振 成 十 三 年 法 律 第 七 条 に 關 す る 発 別 に ご 務 後 り 争) 以 を 関 を 受 け る も の の う 。 」 行 参 よ と 大 に 競 入 に 下 競 争 は 日 本 銀 行 と し て す 「 加 る に 臣 行 争 札 よ る 利 に 付 し て 行 わ る 。 」 と 者 発 応 が わ 入 發 行 發 行 「 と い う 。 」 い 行 募 各 れ 札 行 發 行 發 行 「 と い う 。 」 う 第 へ 限 国 る の 「 と い う 。 」 。 II 以 度 債 入 募 「 と い う 。 」 非 下 額 市 札 入 う 以 下 入 札 れ 「 と い う 。 」 価 一 を 場 で の う 。 格 国 定 特 あ 決 「 と い う 。 」 競 債 め 別 つ 定 及 利 「 と い う 。 」	用 振 の 法 等 替 条 律 行 方 項 及 の の び 根 法 適 そ 拠	發 号 名 行 律 之 及 び 記	名 称 及 び 記	行 平 省 平 成 二 十 二 件 等 を 次 國 債 の 發 行 令 第 三 十 二 債 等 行 等 第 三 十 二 告 示 第 告 示 第 等 行 等 第 五 十 一 に 關 す る 第 五 条 第 五 十 一 利 付 國 庫 債 券 財 務 大 臣 菩 薩 直 人 大 藏

七	六
口 イ 払	口 イ 発
争非者特国行争利込行	争非者特国行争利込行
入価・別債入回金	入価・別債入回行
札格第参市札り金	札格第参市札り
発競Ⅱ加場発競額	発競Ⅱ加場発競額
四 一二	三国条特百国条六額發四う額
百 万 千	十債の別六債の百面行十ち面
二 円 八	八に規会十に規七金し六、金
三 百	億つ定計七つ定十額た条特額
三 億 九	円いにに億いに五で利第別で
億 十	て基関八て基万二付一會二
四 千 三	、づす千はづ円千国項計千
百 億 三	額きる三、き、六債のに九
四 千 三	面發法百額發同百に規關百
百 四 千	金行律二面行法二つ定す九
六 万 圓	額し第十金し第十一にる十
	でた四五額た四五て基法三
	四利十万で利十億はづ律億
	百付七円三付七千、き第円
	込募各り み限国當 の度債て 応額市る 募の場。 額範特 を圃別 割内參 りに加 当お者 ていご るてと 。各の 申応

十 三	十 二	十 一	九 八
		發	
		の經利 払過 込利 み子率	發 行 価 格
		低 額 面 金	行 額 面 金
		替 單 位	

(二)

得は出に住時額金にの口るに
 税外しは者にへ額よに座も係發
 の國た、又おたにりつにのる行
 税法金前はいだ百算い記と所時
 率人額記外てし分出て載し得に
 をがに(一)国取、のしは又て税お
 乗適当の法得当二た、は振がい
 じ用該算人す該十金前記替源て
 たを非式でる国を額記録口泉、
 金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
 額け住よるがをじらのれ簿収の
 ～る者り場非発た當算る中さ利
 を所又算合居行金該式ものれ子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{22}{100} \times \frac{121}{365}}{1}$$

(一)年十額平す額の振五
 む十式は二七面成るの記替万
 も号に、募・錢金二。整載法円
 のによ払入二額十数又の
 と規り込決パ百二倍は規
 す定算金定一円年の記定
 るす出額のセに一金録に
 るしに通ントつ月額はよ
 期た加知トき十九に、る
 日金えを九九よ最振
 に額、受十日る低替
 払を次け六も額口
 い第のた円の面座
 込二算者六と金簿

二 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		参	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期における額面金額百円につき百円額面金額百円に属する。その日以前六月間に属する。

日本銀行

平成六十一年三月二十日

利子を支払う。

財務大臣から通知を受けた者

平成二十一年一月十九日